平成 27 年 5 月 15 日

各　　位

会 社 名　大 東 港 運 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　曽 根 好 貞
(JASDAQ・コード９３６７)
問合せ先　常務取締役　　　荻 野 哲 司
電話番号　03-5476-9701

定款変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．定款変更の目的

① 公告方法

周知性の向上及び手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるため現行定款第４条の一部を変更するものであります。

② 取締役の責任免除

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 30 条第２項の一部を変更するものであります。

なお、本件に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③ 監査役の責任免除

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年５月１日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 43 条第２項の一部を変更するものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
(公告方法) 第４条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第４条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経新聞に掲載する方法により行う。
(取締役の責任免除) 第３０条　（条文省略） ２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第３０条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第４３条　（条文省略） ２．当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第４３条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3.　日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成27年６月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日　　平成27年６月26日（金曜日）

以　上